

WestlawJapan 法令あらまし

【法令名】

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

【掲載官報】	平成 22 年 12 月 8 日 号外第 238 号 4 ページ
【法令番号】	平成 22 年 12 月 8 日 政令第 238 号
【管轄省庁】	総務省
【施行期日】	公布の日（平成 22 年 12 月 8 日）から施行
【制定の根拠】	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成 22 年法律第 68 号）第 8 条
【法令のあらまし】	<p>1 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項（第1条関係） 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」）第1条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の登録は、法第2条各号に掲げるそれぞれの選挙について、当該各号に定める選挙の期日の告示の日（以下「告示日」）の前日（選挙人の年齢については、選挙の期日）現在により告示日の前日に行うものとし、当該登録をした者の氏名等を告示日に縦覧に供する。</p> <p>2 署名収集の禁止期間に関する規定の取扱いに関する事項（第2条及び第3条関係） 法第1条第1項又は第2項の規定により行われる選挙についての署名収集の禁止期間は、一定の場合を除き、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とした。</p> <p>3 同時選挙に関する規定の取扱いに関する事項（第4条関係） 公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は、法第4条第2項の規定により指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙が同時に行われる場合には、適用しない。</p> <p>4 指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第1条第2項後段の規定による告示をした場合においては、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。（第5条関係）</p>
【改正される法令】	なし